

**平成24年度
滝沢村環境年次報告書**

～ 鈴の音が 心地よい環境の村 たきざわ ～



平成26年1月

滝 沢 市

平成24年度環境年次報告書 目次・報告概要一覧

重点施策 1 公害

1-1 目標：監視測定体制を確立します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H23	H24			
1-1-1 騒音測定 1 一般道	○	→ △	定点観測の結果、7地点で要請限度値を満足しました。1地点は夜に超過しましたが、要請限度値付近です。	環境課	7
1-1-2 騒音測定 2 高速道	○	→ ○	定点観測の結果、調査した5地点すべてで、昼夜ともに環境基準値を満足しました。	環境課	9
1-1-3 騒音測定 3 新幹線	△	→ ○	定点観測の結果、2地点とも環境基準値を満足する結果でした。	環境課	11
1-1-4 水質調査 ①河川水質調査 ②菓子川水質調査	○	→ ○	①調査した8河川すべてで、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)は、河川A類型の環境基準値を満足しました。 ②菓子川下流では、生物化学的酸素要求量(BOD)が高濃度で検出されましたが、一部を除き流量が少ないため負荷量は小さいといえます。下水道の普及により全体的には改善傾向にあります。	環境課	13
1-1-5 環境放射能調査(RMC)	○	→ ○	測定結果は全て検出限界値未満でした。測定結果について、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会において、検討評価しています。	環境課	19
1-1-6 大気汚染調査	○	→ ○	岩手県の測定結果は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも、国が定める環境基準値以下となっています。大気汚染物質濃度の年平均値は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境はおおむね良好に維持されています。	環境課	19
1-1-7 電磁波調査	○	→ ○	アンテナ柱の新設及び増設設置に関し、相談事業者に地元説明会開催等を指導しました。	環境課	20
1-1-8 酸性雨調査	○	→ ○	岩手県の測定結果、測定値はpH5.1となっています。H15～H19の全国の平均値はpH4.68よりも中性寄りでした。	環境課	20
1-1-9 清掃センター施設関連 ①最終処分場水質調査 ②旧処分場水質調査 ③焼却施設大気調査	○	→ ○	水質、大気ともに、例年通り基準値以下で、周辺環境は良好に保たれています。	環境課	22
1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。					
1-2-1 有害化学物質に関する情報収集	○	→ ○	村公共施設にアスベストは使用していません。	財務課 環境課	25
1-2-2 P R T R法に基づく届出状況	○	→ ○	岩手県への届出のうち、平成23年度の滝沢村の事業所の届出件数は1件減でした。大気排出量と移動量は増加しています。	環境課	26
1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。					
1-3-1 環境配慮指針の確立	○	→ ○	滝沢村開発行為における環境配慮指針に基づき指導を行っています。	都市計画課	27

※達成状況(基準等との比較評価)・・・ ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、- =未実施事業

重点施策2 環境教育・ネットワーク

2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H23	H24			
2-1-1 アイドリングストップなどの啓発	△	→ △	ガソリン及び軽油の使用量は、使用回数等から伸び率を勘案し目標値を設定しています。共に目標は達成したものの、使用量としては若干増えています。	財務課 環境課	29
2-1-2 総合学習の活用	○	→ ○	環境教育について、すべての小・中学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。	教育総務課	29
2-1-3 出前講座	×	→ ○	環境教育・環境学習に関する出前講座を3講座実施しました。	生涯学習課	30
2-1-4 清掃センター施設見学	○	→ ○	村内小学校4年生482人が、ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場等の施設見学をしました。	環境課	32
2-1-5 環境講座					
I 環境講座 「自然講座 ～岩手山の噴火史を学ぶ～有史時代の噴火について」	○	→ ○	有史時代の噴火と被害規模について考える講座を行いました。	生涯学習課	32
II 少年少女自然教室「水生生物教室」	○	→ ○	村内小学校4・5年生19人が水生生物の生態を知るとともに、自然の恵みと環境保護への理解を深めました。	生涯学習課	33
2-1-6 環境学習「環境フォーラム」	○	→ ○	環境やエネルギーに対する意識の高揚のため、環境美化絵画コンクールや優良ごみ集積所の表彰及び太陽光発電システムについて講演を行いました。	環境課	34
2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による環境ネットワークの構築を図ります。					
2-2-1 たきざわ環境パートナー会議 ①リユース食器プロジェクト ②ホタル探検隊プロジェクト ③パートナー会議主催事業	○	→ ○	①産業まつりで食器の貸し出しを行い、ごみの減量化等を呼びかけました。 ②活動回数15回、延べ314人の参加がありました。観察会その他、水生昆虫と水質の調査を行いました。 ③「ホタル観察会」を開催し、村内8か所を回り、生息地を観察しました。	環境課	36
2-2-2 環境基本計画の推進	○	→ ○	環境パートナー会議会員による進行管理委員会において、村との協働による環境年次報告書の検証及び第2次環境基本計画の見直しを行いました。	環境課	38
2-2-3 環境ボランティアの育成	-	→ -	村での具体的な取り組みはありませんでしたが、たきざわ環境パートナー会議のプロジェクト事業に、大学生が参加し、運営に協力するとともに、環境保全について学んでいます。一般の方も、事業の準備、運営に協力してくださる方が多くなっています。	環境課	38
2-2-4 環境パートナーシップいわてとの連携	△	→ ○	環境フォーラムにおいて、展示コーナーへの参加や、講演講師に関して情報をいただきフォーラムの運営に協力していただきました。	環境課	39
2-2-5 活動団体の支援	○	→ ○	各まちづくり推進委員会の活動を支援しています。まちづくり推進委員会の活動に、中学校のPTAが参加するなど、活動が地域に広まっています。	住民協働課	39

※達成状況（基準等との比較評価）・・・ ○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、－＝未実施事業

重点施策3 まちづくり・産業

3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H23	H24			
3-1-1 グリーンツーリズムの推進	○	→ ○	地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを通して、農家と都市との交流を図りました。滝沢村グリーン・ツーリズム推進協議会は、受入実践者や実践計画者、関係機関と連携し活動しています。	農林課	44
3-1-2 インストラクターの養成	○	→ ○	登録者数は14人で変わりませんが、中心的な担い手として活躍しています。	農林課	45
3-1-3 減農薬、有機栽培の推進					
I 減農薬、有機栽培の推進事業	○	→ ○	現在の減農薬栽培面積は14.4haです。今後もさらにJ A、生産者を中心に調査研究、技術指導を行い、普及拡大を目指します。	農林課	46
II 新需要穀類栽培普及事業	△	→ △	無農薬栽培は、面積及び収穫量が増えない状況となっておりますが、近年は学校給食に取り入れられたり、一般の購買層の関心が高いため、今後も取り組みを続けていく方向です。	農林課	47
3-1-4 環境保全型農業の推進					
I 農業用廃プラスチック適正処理推進事業	○	→ ○	農業用廃プラスチックの適正処理を行いました。農家の利便性を考慮し、平成17年度から、清掃センターでの処理を実施しています。	農林課	47
II 環境にやさしいりんごづくり推進事業	○	→ ○	フェロモントラップの平成24年度設置面積は33haでした。環境にやさしく消費者に受入れやすいりんごづくりを目標にしています。	農林課	48
3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。					
3-2-1 家畜排泄物の有効利用	○	→ △	届出目標戸数は達成していますが、今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き巡回指導を続けていきます。	農林課	49
3-2-2 堆肥処理施設の整備促進	○	→ ○	対象農家の整備は全て完了済みなので、適正な維持管理に努めました。	農林課	49
3-3 目標：村内事業所に対し環境に配慮した事業活動を促します。					
3-3-1 ISO14001の認証取得の推進	-	→ -	村内企業などからの問い合わせはありませんでした。現在、村内の企業では5社が取得しています。	環境課 商工観光課	50
3-3-2 I E Sの認証取得の推進	○	→ ○	平成22年6月現在のIES認証取得事業所は県内25社で、このうち滝沢字大崎に本社がある事業所が、平成21年度に村内で初めて認証取得しています。	環境課 商工観光課	50
3-3-3 エコオフィスづくりの推進	○	→ △	ISO手法で計画的にCO2排出量の抑制を図るべく取り組んでいますが、平成24年度は、CO2排出量が増加しました。原因は、業務の増加、厳寒期の燃料使用の増があります。	環境課	51
3-3-4 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制	△	→ ○	事業系一般廃棄物の搬入量が増加しましたが、家庭系廃棄物が減少したことで、全体でも前年比1.81%の減となりました。	環境課	52
3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。					
3-4-1 キャンプ場の整備	○	→ ○	馬返しキャンプ場、相の沢キャンプ場の適正な管理を実施しています。	商工観光課	53
3-4-2 ベニヤマザクラ並木などの支援事業	○	→ ○	管理団体などを支援しています。柳沢地域の方々の尽力により、分レから岩手山馬返し登山口までの沿道に、ベニヤマザクラ等が植栽されています。	商工観光課	54
3-4-3 イワナなどの自然の恵みを活用した特産品開発	△	→ ○	観光パンフレットを配布し、特産品としてのスイカやイワナ等の周知を行い振興を図りました。	商工観光課	55

※達成状況（基準等との比較評価）… ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、- =未実施事業

重点施策 4 自然環境

4-1 目標：村の自然の状況を調査します。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H23	H24			
4-1-1 自然環境調査の実施	－	→	－	文化スポーツ課	57
4-1-2 水源かん養保安林の保護	－	→	－	農林課	57
4-1-3 水生生物調査の実施	○	→	○	環境課	57
4-1-4 農地、緑地の保全	○	→	－	農林課	60
4-1-5 公共施設の緑化1（公園）	○	→	○	河川公園課	61
4-1-6 公共施設の緑化2（道路）	○	→	－	道路課	62
4-1-7 森林の維持保全	○	→	○	農林課	62
4-1-8 透水性舗装の敷設	－	→	○	道路課	63
4-2 目標：自然保護の大切さについて学習を進めます。					
4-2-1 環境教育、環境学習の推進	○	→	○	環境課	64
4-2-2 水生生物調査の実施～調査を通じた学習	×	→	－	環境課	64

※達成状況（基準等との比較評価）・・・ ○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、－＝未実施事業

重点施策5 生活・地球環境

5-1 目標：ごみの減量化を図ります。					
取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	頁
	H23	H24			
5-1-1 ごみ減量の推進	-	→ -	生ごみ処理機の補助事業は、終了しました。	環境課	66
5-1-2 リサイクル率の向上	○	→ ○	平成24年度におけるストックヤードの設置は、2箇所でした。集団資源回収量も増えています。	環境課	66
5-1-3 集団資源回収活動の推進	○	→ ○	登録団体、実施団体及び実施回数は減となりましたが、回収量は増加しました。	環境課	68
5-1-4 地域清掃活動の推進	○	→ ○	清掃の実施回数は減少しましたが、参加者は増加しており、地域の環境美化に対する意識は高まっていると考えられます。	環境課	69
5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。					
5-2-1 環境巡視員の配置	○	→ ○	村内巡回による不法投棄の巡視及び調査のほか、産業廃棄物処理場への立ち入り調査など、ごみの不適正処理を発見するとともに、その指導を実施しました。	環境課	70
5-2-2 ポイ捨て防止の啓発	○	→ ○	啓発看板を自治会などの要望を受けて配布・設置しています。	環境課	70
5-2-3 ごみの野焼きの禁止啓発	○	→ ○	広報チラシの配布や小型焼却炉の回収などを実施しています。禁止の例外となっている農家の草焼きも、周辺住民へ配慮した方法での実施を啓発しました。	環境課	71
5-2-4 ペットのフン害禁止の啓発	○	→ ○	希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、チラシの提供を行い地域へ配布していただきました。また、広報へ啓発内容の掲載を実施しました。	環境課	72
5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。					
5-3-1 地球温暖化防止の啓発	△	→ △	温暖化防止の啓発に努めました。	環境課	73
5-3-2 エネルギー教育の実施	△	→ ○	広報掲載による啓発活動に努めました。	環境課	74
項目外 原発事故にかかる放射線量測定	-	-	村で測定した結果をまとめてお知らせします。	各担当課 環境課	75

※達成状況（基準等との比較評価）・・・ ○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、-=未実施事業

重点施策1

公 害

1-1 目標：監視測定体制を確立します。

1-1-1 騒音測定1 一般道（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の主要な道路に面する地域において、道路交通騒音の実態を現地調査によって把握することを目的とし、「騒音に係る環境基準」と「自動車騒音の要請限度」を目標数値とします。

(2) 実施状況

滝沢村内の主要な道路に面する地域のうち、8地点で騒音調査を実施しました。

表1：一般道の騒音レベルと環境基準等との比較 (単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準	要請限度	平成23年度		平成24年度	
No.1	篠木字黒畑地区（国道46号）	昼	70	75	72	△	73	△
		夜	65	70	64	○	65	○
No.2	篠木字樋の口地区（県道）	昼	70	75	65	○	66	○
		夜	65	70	58	○	59	○
No.3	鵜飼字諸葛川地区（県道）	昼	70	75	68	○	68	○
		夜	65	70	60	○	60	○
No.4	滝沢字巣子地区（国道4号）	昼	70	75	74	△	75	△
		夜	65	70	69	△	71	×
No.5	滝沢字野沢地区（県道）	昼	70	75	66	○	67	○
		夜	65	70	58	○	58	○
No.6	滝沢字葉の木沢山地区（村道）	昼	60	70	64	△	65	△
		夜	55	65	58	△	58	△
No.7	滝沢字穴口地区（村道）	昼	65	75	67	△	68	△
		夜	60	70	59	○	61	△
No.8	滝沢字一本木地区（国道282号）	昼	70	75	73	△	74	△
		夜	65	70	66	△	68	△

※注1 ○ ⇒ 環境基準値を超過していない

△ ⇒ 環境基準値を超過しているが要請限度を超過していない

× ⇒ 両基準・限度とも超過している。

※注2 測定時間 昼 6:00~22:00、夜 22:00~6:00

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行った8地点のうち、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値を超過しなかった地点は、3地点（No.2、No.3、No.5）でした。また、1地点（No.1）は昼間に環境基準値を超過しており、昼間・夜間のいずれも環境基準値を超過していた地点は3地点（No.4、No.6、No.7、No.8）、昼間・夜間のいずれも要請限度を超過していた地点は、ありませんでした。

騒音レベルの経年変化をみると、平成22年度国道282号の一本木バイパスが部分開通したことにより、交通量の減少があり、No.8地点が平成21年度の騒音レベルと比較し低下がみられたため、調査地点を一本木バイパス以北の一般国道282号に面する地点に変更しました。変更した調査地点の騒音レベルは、バイパス開通前（平成21年度以前）における騒音レベルの変動範囲内となっています。

村内の土地開発や道路整備などの資料として活用するため、今後も、現地調査による騒音調査を継続実施していく必要があると考えます。



写真1：国道4号菓子地区調査実施状況



写真2：村道第三土沢線穴口地区調査実施状況

～ メモ ～

●音の大きさと影響の目安（デシベル）

- ・60 デシベル… 静かな乗用車の中や普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- ・70 デシベル… 騒々しい事務所や電話のベルの音で、計算力が低下します。
- ・80 デシベル… 地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- ・90 デシベル… 騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは？

環境基本法第16条第1項（騒音の環境基準）に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましいとされた騒音レベルのことです。

●要請限度とは？

要請限度とは、騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音レベルのことです。

1-1-2 騒音測定2 高速道（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の高速道路沿道付近における環境騒音の実態を把握するために、騒音調査等を行うものです。「騒音に係る環境基準（昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル）」を目標数値とします。

(2) 実施状況

滝沢村内の高速道路近傍の民家5地点で騒音調査のデータ収集を行いました。

図1：高速道路騒音調査地点位置図

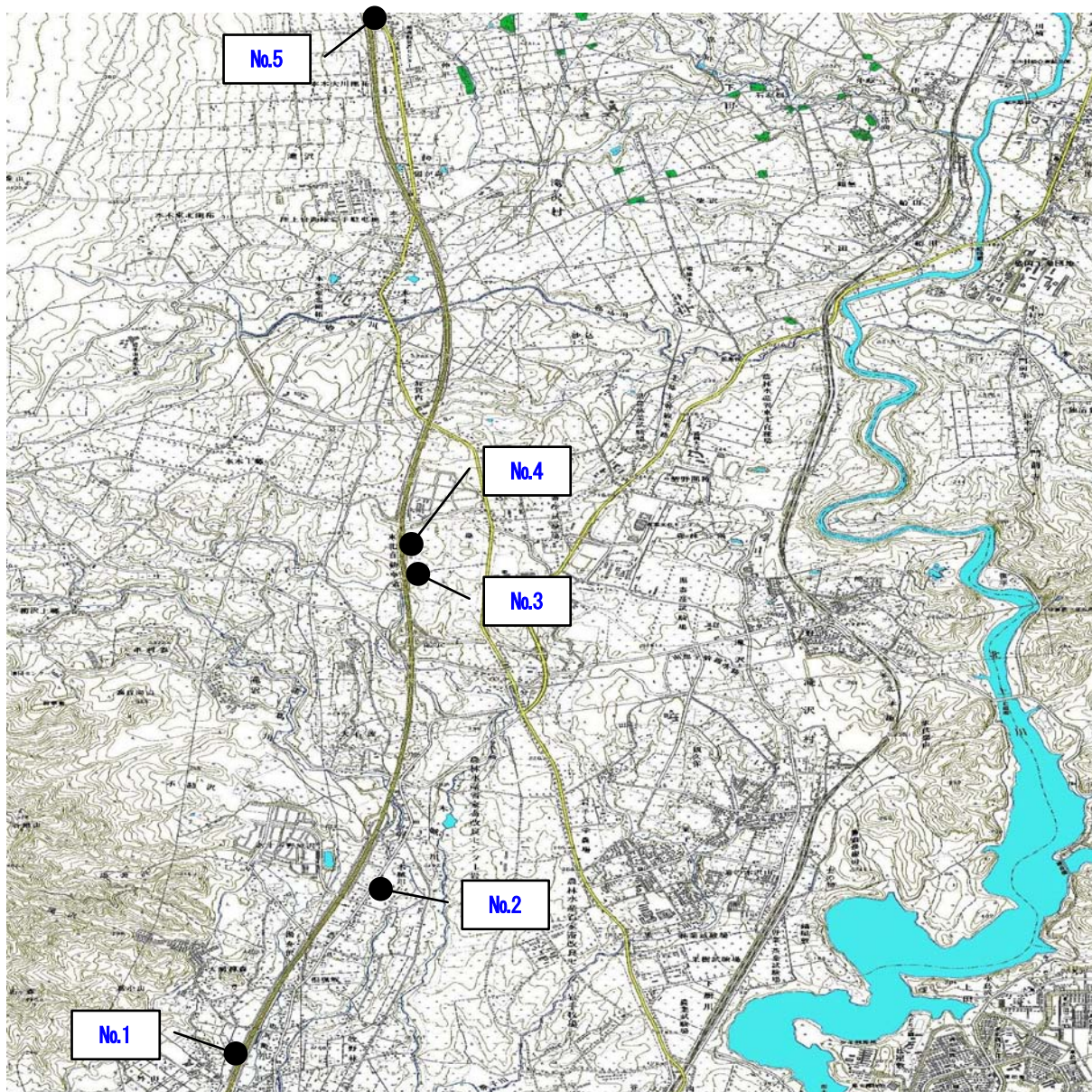


表2：高速道路の騒音レベルと環境基準との比較

(単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準値	平成23年度		平成24年度	
No. 1	滝沢字中村	昼	70	65	○	65	○
		夜	65	62	○	61	○
No. 2	滝沢字湯舟沢	昼	70	64	○	66	○
		夜	65	62	○	59	○
No. 3	滝沢字巣子	昼	70	63	○	61	○
		夜	65	59	○	58	○
No. 4	滝沢字巣子	昼	70	64	○	62	○
		夜	65	61	○	58	○
No. 5	滝沢字後	昼	70	62	○	62	○
		夜	65	61	○	59	○

※注1 ○ ⇒ 環境基準を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

※注2 測定時間 昼 6：00～22：00、夜 22：00～6：00

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行ったすべての地点で、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値を超過していませんでしたが、今後も、高速道路交通騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。



写真3：高速道騒音調査実施状況

・1-1-3 騒音測定3 新幹線（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢村内の新幹線騒音の実態を総括的に把握することを目的に、平成14年12月八戸新幹線開業を受け、平成15年度から調査を実施しています。「新幹線鉄道騒音環境基準」を目標数値とします。

（2）実施状況

葉の木沢山の第一種住居地域（1地点）及び滝沢トンネル北口付近の無指定地域（1地点）の合計2地点で実施しました。

表3：新幹線の騒音レベルと基準値との比較

（単位：デシベル）

地点No.	所在地	用途地域	基準値	平成23年度		平成24年度	
No.1	滝沢字葉の木沢山	第1種住居地域	70以下	68	○	68	○
No.2	滝沢字大崎	無指定	75以下	76	×	74	○

※注 ○ ⇒ 基準値を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

（3）評価と今後の取り組み

調査した2地点とも、新幹線鉄道騒音環境基準値を満足する結果でした。しかし、両地点とも騒音レベルは基準値付近であり、今後列車の走行状況（速度・編成種別等）によっては、環境基準の達成状況が変わる可能性があります。

現在、東日本旅客鉄道㈱では、新幹線の騒音防止に関する技術の開発・諸施策の実施を推進し、整備・車両の改善などの対策を積極的に実施していますが、その一方で新幹線の速度向上も計画されています。

今後も、新幹線騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。



写真4：新幹線騒音 調査地点No.1



写真5：新幹線騒音 調査地点No.2景

～ メモ ～

●**基準値とは？**

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく基準で、前身の公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づいて、昭和50年に生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。（昭和50年環境省告示46号）

1-1-4 水質調査（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢村内の河川等において、水環境の実態を把握するために水質調査を行うものです。水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めるため、河川の生活環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級、水浴）の環境基準を目標とします。

(2) 実施状況

① 河川水質調査

生活環境の保全に関する項目（10項目）について、6河川8地点、年2回の調査を実施しました。

表4：河川水質調査 調査地点

地点No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
調査地点	越前堰 下流	金沢川 下流	市兵衛川 下流	諸葛川 下流	木賊川 上流	木賊川 下流	巣子川 上流	巣子川 下流

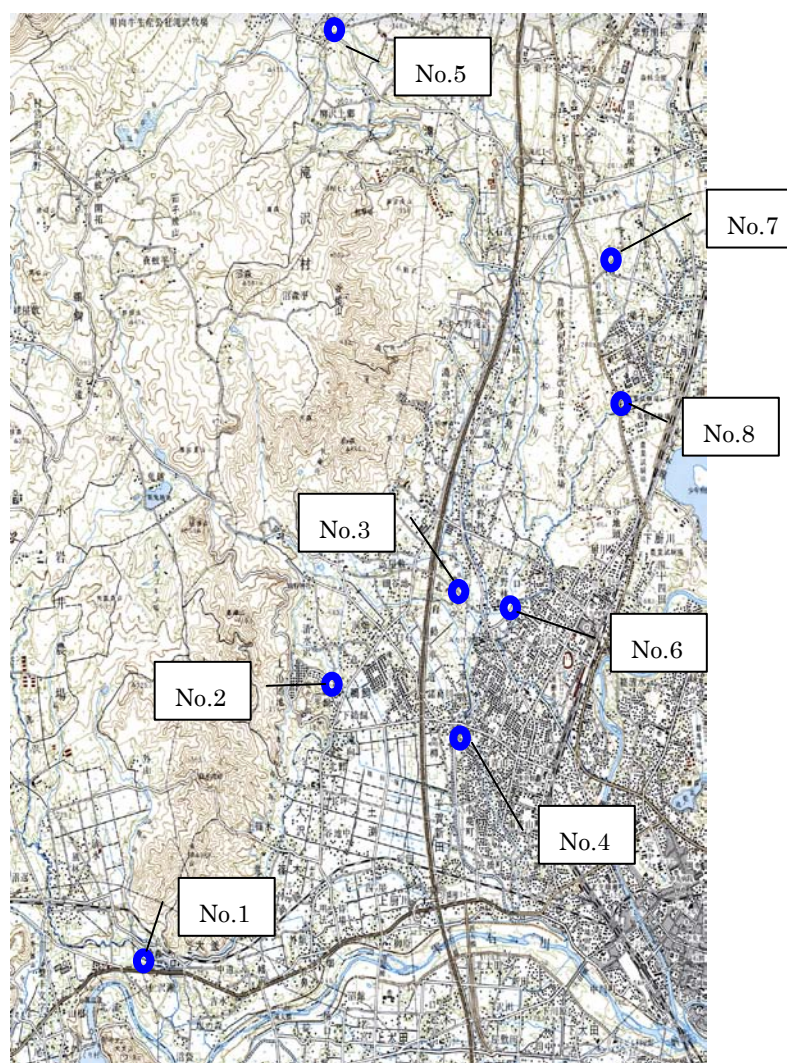


図2：水質調査 位置図

② 菓子川水質調査

定期的に実施している滝沢村内の河川水質調査結果では、菓子川下流部において高濃度のBODが検出される傾向があるため、菓子川に流入する排水等を調査・分析し、それらが菓子川に与える影響を把握することを目的としています。

17箇所において、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）の分析と流量の調査を実施しました。

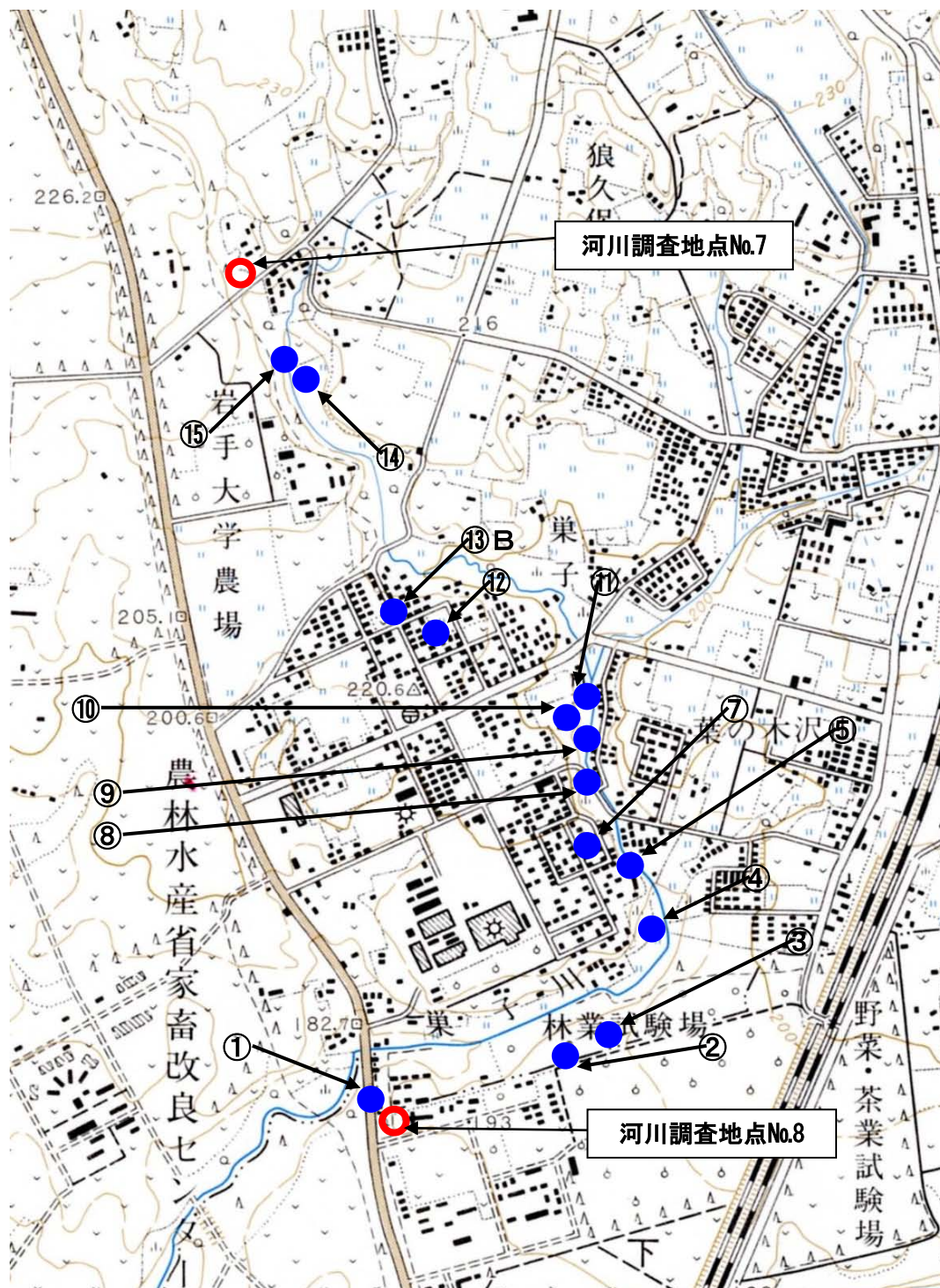


図3：菓子川水質調査 位置図

(3) 評価と今後の取り組み

① 河川水質調査

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の調査結果は、全地点において河川A類型の環境基準を満足しました。

生物化学的酸素要求量（BOD）は、No.8 菓子川下流における夏期調査を除く全地点で河川A類型の環境基準を満足しました。

大腸菌群数は、全地点で基準を超過する結果となりました。これは、大腸菌群を含んだ生活雑排水や事業場系排水が混入してきていることや、土壌などに含まれる大腸菌群の影響が考えられます。

なお、大腸菌群数は大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌のことをいい、大腸菌それ自体が人の健康に有害なものではなく、公衆衛生上、0-157等の一部の病原菌が存在する可能性を示す指標とされています。また、全国や岩手県内においても、河川の大腸菌群数の基準達成度は低いものとなっています。

表5：河川水質調査結果

	年度	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8
pH	24	8.1	8.0	7.6	8.2	7.7	8.5	7.9	7.8
	23	7.5	7.5	7.4	7.7	7.6	7.7	7.6	7.6
SS (mg/L)	24	1	1未満	2	1	4	4	1	1未満
	23	2	4	1	4	4	1	2	2
BOD (mg/L)	24	1.1	1.0	0.9	0.6	1.4	1.4	0.8	0.5
	23	1.1	1.4	1.3	1.1	1.5	0.6	0.7	1.1
DO (mg/L)	24	14	14	13	15	11	14	12	12
	23	14	14	13	14	9.7	10	9.6	10
大腸菌群数 (MPN/100mL)	24	1100	7000	24000	220000	2600	4900	1700	3300
	23	330	4900	4900	2400	1700	3300	790	790000

※注 各年度とも年2回の調査のうち、冬期調査分の結果



写真6：河川水質調査採取状況



写真7：河川水質調査試料

② 巢子川水質調査

水素イオン濃度（pH）は、全地点において河川A類型の環境基準を満足しました。浮遊物質（SS）は、上流部No.7と下流部No.8において、河川A類型の環境基準を満足しています。調査地点を個別に見ると高い濃度を示す地点もありますが、大部分の地点は流量が少ないため負荷量としては少なく、巢子川下流部No.8に対する影響は小さくなっています。

生物化学的酸素要求量（BOD）は、上流部No.7及びNo.8では河川A類型の環境基準を満足しましたが、①、③、⑦、⑧では、高濃度で検出されました。しかし、比較的流量の多い①以外は、流量が少ないため、負荷量としては小さいものです。⑨においては、濃度は低いものの流量が多いため、負荷量の割合は全時間帯を通して多く見られます。

①、③、⑤、⑦、⑧、⑨におけるBOD負荷量は、年々減少傾向が見られます。これは地点⑨の上流部に位置する住宅地新設に関わる下水道の普及による河川への負荷の低減だと推察されます。⑪、⑭、⑮は増加傾向が見られます。しかし、全体の巢子川支流と位置づけられる水路の水環境は改善傾向にあると考えられます。

巢子川支流における水質の改善傾向が確認されましたが、引き続き同様の調査を行い、今後の動向を監視していく必要があると考えます。



写真8：巢子川水質調査状況①



写真9：巢子川水質調査状況②

表6：菓子川水質調査結果（平成25年1月実施）

①	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	6.8	6.9	7.0	6.9
SS	2	14	45	6
BOD	2.8	9.3	6.2	7.6
流量	293.7	473.4	600.4	496.6
SS負荷量	587.5	6627.8	27015.9	2979.7
BOD負荷量	822.4	4402.7	3722.2	3774.3

②	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.8	7.8	7.6
SS	<1	<1	2	2
BOD	<0.5	1.1	1.8	1.0
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

③	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.1	7.0	7.0	7.1
SS	1	<1	2	4
BOD	5.7	0.7	6.0	8.9
流量	5.6	5.7	6.3	10.8
SS負荷量	5.6	0.0	12.5	43.4
BOD負荷量	31.7	4.0	37.5	96.5

④	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.0	7.0	7.0	7.0
SS	<1	<1	1	<1
BOD	1.7	0.6	1.4	1.1
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.0	6.9	6.8	6.8
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	0.9	0.5	1.3	1.6
流量	11.2	11.4	11.8	11.8
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	10.1	5.7	15.4	18.9

⑥	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.5	7.5	7.4
SS	2	3	3	1
BOD	1.2	1.4	1.2	1.1
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑦	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.1	6.9	6.8
SS	10	3	5	17
BOD	30	8.9	33	84
流量	0.9	0.6	1.7	1.8
SS負荷量	9.1	1.9	8.7	31.0
BOD負荷量	27.4	5.7	57.6	153.0

⑧	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.2	7.1	6.9	7.1
SS	2	7	10	18
BOD	4.2	11	27	42
流量	3.5	5.1	9.5	5.2
SS負荷量	6.9	35.7	95.1	94.1
BOD負荷量	14.6	56.1	256.7	219.5

⑨	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.4	7.5	7.4
SS	1	3	3	2
BOD	1.1	0.9	2.6	0.8
流量	1373.4	1828.1	1507.1	2068.9
SS負荷量	1373.4	5484.2	4521.3	4137.8
BOD負荷量	1510.7	1645.3	3918.5	1655.1

⑩	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.7	7.6	7.5
SS	<1	<1	4	7
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	1.0
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑪	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.5	7.4	7.5
SS	3	4	64	21
BOD	3.2	3.1	4.8	2.8
流量	17.8	52.4	46.5	45.9
SS負荷量	53.4	209.8	2978.0	964.6
BOD負荷量	57.0	162.6	223.3	128.6

⑫	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.7	7.6	7.6
SS	<1	<1	1	1
BOD	3.9	3.2	1.8	2.1
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑬	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.7	7.7	7.5	7.5
SS	4	<1	1	1
BOD	1.1	0.7	0.8	2.3
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑭	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.2	7.2	7.2
SS	2	1	2	4
BOD	1.7	1.4	1.2	1.7
流量	1155.6	508.4	956.6	391.5
SS負荷量	2311.2	508.4	1913.2	1566.1
BOD負荷量	1964.5	711.8	1147.9	665.6

⑮	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.2	7.2	7.2	7.2
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	1.3	0.6	<0.5	0.9
流量	2.0	10.2	0.7	4.5
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	2.6	6.1	0.0	4.1

No.7	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.9	7.8	7.6	7.6
SS	1	<1	1	1
BOD	0.8	<0.5	1.9	1.9
流量	1504.6	1358.5	2373.4	876.0
SS負荷量	1504.6	0.0	2373.4	876.0
BOD負荷量	1203.7	0.0	4509.5	1664.3

No.8	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.8	7.9	7.8	7.6
SS	<1	<1	1	1
BOD	0.5	0.7	0.9	0.9
流量	10146.7	11338.5	6885.3	8245.0
SS負荷量	0.0	0.0	6885.3	8245.0
BOD負荷量	5073.3	7936.9	6196.8	7420.5

～ メモ ～

●河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	水道1級 自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下	水道2級 水産1級、水浴
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL以下	水道3級 水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	水産3級 工業用水1級
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	工業用水2級 農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—	工業用水3級 環境保全

1-1-5 環境放射能調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢村で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し、これに基づき平成24年度も測定を実施しています。

（2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

- ア RMCから出される排気、排水に含まれる放射能濃度
- イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（RMC入り口付近の空間線量率とRMC周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）
- ウ 環境試料別の測定（RMC周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計38検体についての放射能濃度）

（3）評価と今後の取り組み

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施していきます。

日本アイソトープ協会 ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：公益 社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

URL：<http://www.irias.or.jp/index.html>

1-1-6 大気汚染調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

健康に生き続け、清んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めるために、大気汚染についての監視測定に努めます。

（2）実施状況

村独自の調査は行っていませんが、県が大気汚染防止法第20条及び第22条の規定により、県内10市1町1村の15測定局で調査を実施しています。村内では、常時観測地が1ヶ所で菓子地内にあります。

平成23年度の測定結果は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも昨年同様、国が定める環境基準値以下となっています。

（3）評価と今後の取り組み

岩手県の大気汚染物質濃度の年平均値は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境は

おおむね良好に維持されています。

岩手県 ホームページ で、調査結果などを確認することができます。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1473>

1-1-7 電磁波調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

予防原則に基づき、住民の命と健康を守るため、電磁波、低周波についての情報収集に努めます。

（2）取り組み

電磁波、低周波についての情報収集に努めていきます。

村では、携帯電話用鉄塔の建設に伴う届け出や注意事項などについて、事業者より相談があった際は、必ず周辺の住民の皆さんや自治会などへの説明を行うよう指導しています。

1-1-8 酸性雨調査（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

酸性雨調査を行い、村の現状の把握に努めます。

（2）実施状況

村独自の調査は行っていませんが、県では県内4箇所の測定を昭和59年から継続的に行っています。盛岡市での平成23年度測定値は、pH4.9でした。

表7：過去10年間の降水の水素イオン濃度（pH）測定結果

年度	盛岡市	一関市	宮古市	二戸市	平均
H14	5.0 (4.0 ~ 6.4)	5.0 (4.3 ~ 5.5)	5.2 (4.3 ~ 6.5)	5.2 (4.0 ~ 6.5)	5.1 (4.0 ~ 6.5)
H15	4.8 (4.1 ~ 6.7)	4.9 (4.3 ~ 6.3)	5.3 (4.9 ~ 6.4)	5.3 (4.8 ~ 6.6)	4.9 (4.1 ~ 6.7)
H16	4.7 (4.1 ~ 5.7)	5.0 (4.4 ~ 6.9)	5.1 (4.2 ~ 6.4)	5.0 (4.3 ~ 6.1)	4.9 (4.1 ~ 6.9)
H17	4.7 (4.0 ~ 5.8)	4.9 (4.2 ~ 6.2)	5.4 (4.5 ~ 6.9)	5.2 (4.6 ~ 6.8)	4.9 (4.0 ~ 6.9)
H18	4.7 (4.0 ~ 6.2)	5.0 (4.2 ~ 6.6)	5.1 (4.1 ~ 6.4)	4.9 (4.1 ~ 6.8)	4.8 (4.0 ~ 6.8)
H19	5.0 (4.2 ~ 6.6)	5.3 (4.5 ~ 6.8)	5.6 (4.6 ~ 7.1)	5.4 (4.5 ~ 6.9)	5.2 (4.2 ~ 7.1)
H20	4.9 (4.2 ~ 6.5)	5.3 (4.4 ~ 6.8)	5.4 (4.5 ~ 7.3)	5.2 (4.5 ~ 6.9)	5.1 (4.2 ~ 7.3)
H21	5.0 (4.3 ~ 7.3)	5.4 (4.6 ~ 6.9)	5.4 (4.4 ~ 6.6)	5.6 (4.4 ~ 6.6)	5.3 (4.3 ~ 7.3)
H22	5.2 (4.8 ~ 6.3)	5.2 (4.7 ~ 6.1)	5.3 (5.0 ~ 5.9)	5.2 (4.6 ~ 6.2)	5.3 (4.6 ~ 6.3)
H23	4.9 (4.5 ~ 6.2)	5.3 (4.8 ~ 6.4)	5.4 (4.9 ~ 6.8)	5.3 (4.6 ~ 6.0)	5.1 (4.5 ~ 6.8)

(3) 評価と今後の取り組み

酸性雨については、基準等は定められてはいませんが、平成23年度における県内4地点のpHの平均は、5.1であることから、環境省が平成21年3月に公表した「酸性雨長期モニタリング報告書」における平成15～19年度の全国の地点別水素イオン濃度年平均pH4.40～pH5.04（全平均値pH4.68）よりも中性寄りでした。

これまでのところ、岩手県において酸性雨による植生被害等の影響は報告されていませんが、酸性雨による影響は長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、引き続き、岩手県では、調査を継続していくこととしています。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1473>

■参考：環境省ホームページ「酸性雨対策調査」について

URL：<http://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

■気象庁ホームページ「降水の酸性度」について

URL：http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/acidhp/acid_rain.htm

～ メモ ～

●酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）や火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸や硝酸となって降水に溶解し、酸性雨となります。物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶解した場合のpHが5.6であるため、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります。

pHは酸性度を表し、値の範囲が0～14です。7が中性でそれ以下が酸性、7以上がアルカリ性です。値が低いほど酸性度が高いということになっています。

1-1-9 清掃センター施設関連（担当課：環境課）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容及び指標等

① 最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

② 旧最終処分場水質調査

旧最終処分場の地下水等を採取し、水質調査等を実施します。

③ 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

(2) 実施状況

① 最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、40項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、36項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、9項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

② 旧最終処分場水質調査

旧最終処分場の上流側、下流側の地下水等を採取し、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

③ 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

表8：排ガス中のダイオキシン類測定結果

		平成23年度		平成24年度	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	測定値	0.022	0.0035	0.013	0.022
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/m ³)	測定値	0.92	3.10	0.47	0.55
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

表9：ばい煙測定結果（平成24年度実施分）

		1号炉		2号炉	
		1回目	2回目	1回目	2回目
ばいじん(ガス濃度) (g/m ³ N)	測定値	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	法基準値	0.08			
	公害防止協定値	0.02			
硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.022	0.0078	0.120	0.016
	法基準値	84	82	84	82
	公害防止協定値	50			
窒素酸化物濃度 (volppm)	測定値	53	45	23	29
	法基準値	250			
	公害防止協定値	100			
塩化水素 (mg/m ³ N)	測定値	12	7.3	19	10
	法基準値	700			
	公害防止協定値	50			

(3) 評価と今後の取り組み

① 最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

表10：清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成24年度実施分）

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8～8.6	200	160	160	3000	120	16
4月	6.5	1 未満	8.0	0.7	30 未満	4.1	0.02
5月	7.2	〃	1.5	0.5	〃	3.7	0.05
6月	6.9	〃	3.4	0.5 未満	〃	5.2	0.02
7月	7.0	2	7.5	〃	〃	12.0	0.03
8月	7.1	3	2.0	0.5	〃	8.4	0.35
9月	7.1	2	3.4	0.5	〃	5.8	0.06
10月	7.2	1 未満	2.6	0.5 未満	〃	3.4	0.05
11月	7.3	〃	2.0	〃	〃	3.9	0.02 未満
12月	7.9	1	0.9	0.5	〃	0.9	0.13
1月	7.0	1 未満	7.9	1.1	〃	4.2	0.03
2月	7.1	1	3.1	1.0	〃	1.0	0.05
3月	7.8	1 未満	7.9	0.5 未満	〃	1.8	0.07

※注： pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

② 旧最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。
今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

③ 焼却施設大気調査

調査結果は、いずれも基準値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。



写真 10 : 滝沢村清掃センター

1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。

1-2-1 有害化学物質に関する情報収集（担当課：財務課、環境課）

（1）事業内容及び指標等

予防原則に基づき、有害化学物質の情報収集に努めます。

（2）実施状況

平成22年度は村独自のアスベスト使用調査は行っていませんが、岩手県で行っている調査結果を注視しています。

平成17年度に村内小中学校、体育館等の教育関係施設及び役場庁舎など14施設の調査を行った結果、アスベスト使用がないことを確認しています。

（3）評価と今後の取り組み

平成17年度にアスベスト使用が確認された2施設の浄水場は、予備施設で稼動していませんが、アスベストの飛散の可能性があることから、平成18年度に除去工事を行っています。なお、岩手県のホームページにて、アスベストに関する情報や化学物質リスク低減推進のための環境調査結果をご覧になることができます。

■参考：岩手県ホームページ「アスベストに関する情報」について

URL：http://www.pref.iwate.jp/~hp031501/asbestos/asbestos_index.htm

■参考：岩手県ホームページ「化学物質リスク低減推進のための環境調査結果」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=14450>

～ メモ ～

●アスベストとは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

●石綿が原因で発症する病気

石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起す可能性があることが知られています（WHO報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。

石綿を吸うことにより発生する疾病は、労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

1-2-2 PRTR法に基づく届出状況（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを化学物質排出移動量届出制度に基づき把握します。

この届出制度は、事業者が有害性のある化学物質について大気、水、土壌への排出量及び廃棄物を、自ら把握し報告するシステムで、事業者に化学物質の自主的な管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

(2) 実施状況

岩手県への届出のうち、滝沢村の事業所の届出数は21で前年より1件減となっていますが、大気排出量は、前年度より増加しました。

廃棄物の移動量については、前年度より減少しました。

		平成23年度	平成24年度	増減
排出量	大気	2,767	2,856	89
	水域	5	3	△2
	計	2,772	2,859	87
移動量	廃棄物	1,407	1,326	△81
排出・移動量合計		4,179	4,185	6

※ 年度は、前年度分を取りまとめている年度です。

(3) 評価と今後の取り組み

環境に多く排出されているPRTR対象物質について、把握に努めるとともに、県では、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行うこととしています。

■参考：岩手県ホームページ「PRTRインフォメーション」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=2&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1442>

～ メモ ～

●PRTR法とは？

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みについて規定されています。

1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。

1-3-1 環境配慮指針の確立（担当課：都市計画課）

（1）事業内容及び指標等

開発行為における環境配慮指針に基づき指導していきます。

（2）実施状況

開発行為における環境配慮指針に基づき、開発事業者を指導しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、開発行為における環境配慮指針に基づき、環境に配慮した適正な開発行為が行われるように、開発事業者を指導していきます。

重点施策2

環境教育・ネットワーク

2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。

2-1-1 アイドリングストップなどの啓発（担当課：財務課、環境課）

（1）事業内容及び指標等

役場庁内の省エネ対策の一環で、財務課の公用車管理に伴う燃料消費削減に努めます。

（2）実施状況※財務課報告分のみの結果

ガソリン及び軽油の使用量につきましては、使用回数等から伸び率を勘案し、目標値を設定しています。昨年度は、沿岸被災地支援や市制移行等事業量が拡大したため、公用車1台を更新し2台を追加購入しました。特に被災地支援のためバス等の長距離運行が増大し軽油が増えています。

項 目		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ガソリン	実 績	5,246	5,847	6,487	7,128	8,576
	前年比	796	601	640	641	1,448
軽 油	実 績	7,119	7,184	8,407	7,247	10,850
	前年比	▲917	65	1,223	▲1,160	3,603

（3）評価と今後の取り組み

これからもアイドリングストップの徹底、公用車管理における燃料消費削減を図るべく、啓発運動を定期的に呼びかけるなどしていきます。

2-1-2 総合学習の活用（担当課：教育総務課）

【事業内容及び指標等】

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

【実施状況】

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取組みを子どもたちが自主的に行いました。

村が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

「総合的な学習の時間」のうち村が予算面で支援した主な活動

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	学区探検、点字学習、田植え、稲刈り、脱穀
2	滝沢小学校	米々大作戦（種まき、田植え、稲刈り、脱穀、餅つき）
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習（滝沢さんさ）、読み聞かせ、合唱指導
4	鶉飼小学校	おいしいりんごを育てよう、米作り、伝統芸能学習（滝沢さんさ）
5	一本木小学校	そばの種まき、刈り取り、脱穀、そば打ち体験、きび団子作り
6	姥屋敷小学校	大豆の種まき、刈り取り、脱穀、豆腐作り体験、さつまいも作り
7	柳沢小学校	米作り、そば打ち、そば作り、餅つき、国際理解教育
8	滝沢東小学校	未来を見つめて、環境食糧問題を考える、伝統芸能学習（神楽）

【評価と今後の取組み】

「総合的な学習の時間」は、子どもたちがさまざまな分野の中から課題を決めて学習することになりますが、各学校では環境教育に関わる内容も取り上げて授業をしています。

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



写真 11：一本木小 そば打ち体験



写真 12：柳沢小 国際理解教育

2-1-3 出前講座（担当課：生涯学習課）

（1）事業内容及び指標等

出前講座は、職員の専門知識を地域活動へ役立てようという趣旨のものに行われています。そのメニューの中に環境学習に関するものを用意し、環境教育の振興に役立てるものです。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

(2) 実施状況

平成24年度における環境教育、環境学習に関する出前講座のメニューは次のとおりです。平成24年度は、環境学習に関する出前講座を3講座実施しました。

- ・ 7月24日（火）「盛岡地区衛生処理組合 施設見学」
- ・ 9月 3日（水）「下水道の仕組み」
- ・ 10月18日（木）「清掃センター 施設見学」

表13：平成24年度における環境教育、環境学習に関する出前講座メニュー

講座名	内容
地球にやさしい省エネライフ	地球の温暖化により各地で異常な気象現象が起きています。これを身近な問題ととらえ、わたしたちが今できること、求められていることとお話します。
ごみの出し方・分け方について	ごみの分別の考え方と出し方について説明します。
下水道の仕組み	水はこうしてよみがえる。
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。
上水道の仕組み	水道水を作る実験を交えながら、村の水道の現状と今後についてお話します。
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。
滝沢浄水場 施設見学 — 村の水道水ができるまで—	普段何気なく飲んでいる水道水を作っている施設を見学し、水道の水がどのように蛇口まで届けられているのか学んでみませんか。
滝沢村上水道水源 見学 — 水源に行ってみませんか—	私たちがいつも使っている水はどこから来るのでしょうか。村の誇れる豊かで清らかな水源やそれを育む自然に触れてみませんか。
盛岡地区衛生処理組合 施設見学 — 衛生処理組合のお仕事ってなに？ —	し尿をきれいな水にして自然を守り、おでい肥料「めぐみ」も作っています。 トイレで出された排泄物がどのように処理されるのか、学んでみませんか。

表14：環境教育、環境学習に関する出前講座の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出前講座（件）	4	4	3	0	3
受講者数（人）	110	115	64	0	120

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座の実施は、平成23年度には0件でしたが、平成24年度は3講座と増加しました。

今後も、講座に関する相談・問合せがあった機会を活用し、環境関係講座の周知を図り、環境教育を推進していきたいと考えています。

2-1-4 清掃センター施設見学（担当課：環境課）**(1) 事業内容及び指標等**

ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場を見学していただき、「ごみの収集、処理、回収、処分」の一連の流れを視察体験することにより、ごみの適正な処理及びごみの減量化、リサイクルについて学ぶ機会を提供します。

(2) 実施状況

村内の小学生（4年生）を対象に、ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場等の施設見学を実施しました。

表 15：清掃センター見学児童数（村内小学校4年生）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
見学児童数 (人)	589	542	528	547	575	482

2-1-5 環境講座（担当課：生涯学習課）**I 自然講座「岩手山の噴火史を学ぶー有史時代の噴火についてー」****(1) 事業内容及び指標等**

岩手山の有史時代（平安から江戸時代）の噴火と被害規模について考える自然講座を行いました。

(2) 実施状況

岩手山（標高 2,038m）は、有史時代から現在に至るまで、活発に活動をくり返している活火山です。特に、江戸時代には、一本木が被災した貞享（1686～87年）の噴火、焼走り溶岩流が噴出した享保（1732年）の噴火などが知られています。本講座では、岩手山の有史時代（平安から江戸時代）の噴火と被害規模について、岩手山火山とその防災のエキスパートである土井宣夫先生に分かりやすくご講義いただきました。また、現地観察会として、焼走り溶岩流の観察を実施しました。

参加者：滝沢村内に居住する成人 33人

実施日：平成24年9月15日（土）、11月3日（土）

場 所：ふるさと交流館（学習室）、岩手山焼走



写真 13 : 「自然講座」①



写真 14 : 「自然講座」②

(3) 評価と今後の取り組み

岩手山の有史時代（平安時代以降）の5回の噴火についてわかりやすく講義いただいた。
また、普段見る事の無い岩手山の噴火口周辺、溶岩流を歩きながら観察し、溶岩流についてわかりやすく解説いただいた。

今後も、様々なテーマを取り上げながら、環境や自然について学習する場として「環境講座」を実施していきたいと考えています。

II 少年少女自然教室「水生生物教室」

(1) 事業内容及び指標等

身近な自然の中に生きている水生生物の生態について知るとともに、自然の営みの不思議さと素晴らしさ並びに自然環境保護への理解を深めることを目的としています。

(2) 実施状況

「岩手県内水面水産技術センターの見学と川虫採取」、川を中心とした魚の話や環境を守ることの大切さを学ぶ「環境学習」を実施しました。

岩手県内水面水産技術センターでは、淡水魚（主にニジマス）の稚魚が成長していく様子や、魚の養殖に使用している「金沢清水湧水群」と「座頭清水」などの湧水を見学しました。また、センター周辺の河川で、午後に釣りで使う餌の川虫とり（主にトビゲラの幼虫）を行いました。子どもたちは、川に入り、川虫に触れることに慣れると、夢中になって採取していました。

トラウトガーデンでは、川を中心とした魚の話や環境を守ることの大切さについての「環境学習」を行いました。また、午前中に採取した川虫を使ってニジマス釣りの釣り体験を実施しました。

参加者：村内小学校4・5年生 19人

実施日：平成24年8月1日（水）

場 所：岩手県内水面水産技術センター
岩手県内水面水産技術センター周辺の河川
トラウトガーデン



写真 15：水生生物教室①



写真 16：水生生物教室②

(3) 評価と今後の取り組み

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、自然環境保護への理解を深める機会を提供することができました。

今後も実施内容や手法を検討しながら、環境教育に関する教室を開催したいと考えています。

2-1-6 環境学習「環境フォーラム」(担当課：環境課)

(1) 事業内容及び指標等

身近な環境問題に対する実践について情報を共有するとともに、環境保全活動についての情報提供により意識の高揚を図るため、平成24年度環境フォーラムを平成25年2月9日に開催しました。

(2) 実施状況

平成24年度は、環境美化絵画コンクール、優良ごみ集積所の実践発表のほか、再生可能エネルギーについての講演や太陽光発電システムの展示、子どもでも楽しめる発電機などの展示を行いました。

また、たきざわ環境パートナーの活動を紹介するためのパネル展示も行いました。



写真 17：講演する都築先生



写真 18：絵画コンクール・優良ごみ集積所被表彰者



写真 19：表彰絵画の展示

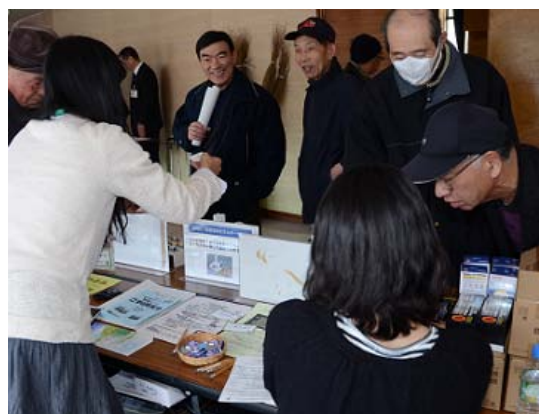


写真 20：手回し発電機等の実演

(3) 評価と今後の取り組み

環境をテーマとしたこのようなイベントは8回目となります。

今年度の一般傍聴者は、89人ありました。今後も、多くの方々が環境について学習することができる場として「環境フォーラム」を開催し、環境に関するさまざまな情報を提供できるよう、内容についても工夫を重ねて行きたいと考えています。

2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による環境ネットワークの構築を図ります。

2-2-1 たきざわ環境パートナー会議（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

平成16年7月25日に、住民、住民団体、事業者、村が協働して環境の保全と創造について意見交換する場として「たきざわ環境パートナー会議」が設立され、様々な実践活動をしています。

（2）実施状況

平成24年度は、5月22日に環境パートナー会議総会が開催され、前年度の事業報告と当年度の事業計画などを審議しました。

環境パートナー会議総会に設置されている進行管理委員会は、環境基本計画の適正な進行管理のため、年次報告書（案）について実施状況を検証する他、滝沢村地球温暖化対策を含む環境基本計画の見直し案を作成するために委員会を10回開催しました。全体会は2回開催し、9月に主催事業「ホテル観察会」を開催しました。

また、平成24年度は「リユース食器によるごみ減量大作戦」、「ホテル探検隊」の2つのプロジェクトが事業を実施しました。これらのプロジェクトが実施した事業には、会員だけではなく、内容に賛同する多くの方々の参加がありました。

① リユース食器によるごみ減量大作戦プロジェクト

平成24年度滝沢村産業まつりにおいて、食品出展企業へのリユース食器の貸出を行いました。リユース食器が普及し活用率が向上するように、参加した食品出展企業へ活用を働きかけるとともに、来場した方々にリユース食器の使用によるゴミの減量化をよびかけました。また、ボランティアには、多くの大学生の参加協力があり、リユースの輪がさらに広がっています。



写真 21：リユース食器返却場所

②ホタル探検隊プロジェクト

滝沢村の自然環境をホタルに焦点を当てて調査し、ホタルマップを作成しています。

平成24年度の観察会、調査、学習会などの活動回数は15回、延べ314人の参加がありました。実施にあたっては、会員のみならず村民や大学生ボランティアなどの幅広いつながりが生まれています。また、ホタル観察会を実施した沢の水生昆虫の調査と水質調査を実施しました。この調査は継続して実施しており、5年目となります。



写真 22：ホタル観察会



写真 23：環境調査

③環境パートナー会議主催事業

全体事業として、9月16日ホタル観察会を開催し、滝沢村学習林、せせらぎ公園、馬返しなど8か所を回り、ホタルの生息状況を観察しました。

また、12月21日は、地球温暖化対策のために、「キャンドルナイト・イン滝沢」～家庭で不要な電気を消してゆるやかな時間を過ごしましょう～と呼びかけました。



写真 24：柳沢用水路（ヒホメボタル）

(3) 評価と今後の取り組み

環境パートナー会議及びプロジェクトが実施した事業へは、会員だけではなく、多くの方の参加協力があり、活動の輪が広がっています。

環境パートナー会議による活動により、多くの方に参加していただけるよう活動を今後も継続していきたいと考えています。

2-2-2 環境基本計画の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境基本計画に基づき、環境年次報告書の作成及び環境活動など、住民組織である「たきざわ環境パートナー会議」と協働し、計画の推進に取り組んでいます

（2）実施状況

平成24年度は、環境パートナー会議の会員で編成されている進行管理委員会と、年次報告書の検証を行うとともに、第2次滝沢村環境基本計画の見直しを行いました。

■参考：滝沢村環境年次報告書

滝沢村・第2次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）

URL：http://www.vill.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan

（3）評価と今後の取り組み

住民との協働が現実のものとして育っています。

今後も引き続き計画の進行管理及び推進に取り組めます。

2-2-3 環境ボランティアの育成（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境ボランティアを育成し、環境保全活動への参加を支援します。

（2）実施状況

平成24年度も、環境パートナー会議のプロジェクト活動に賛同した多くの方々が、ボランティアとして参加協力してくださいました。



写真 25：リユース食器ボランティアスタッフ

(3) 評価と今後の取り組み

環境パートナー会議のプロジェクトに、一般の方や大学生がボランティアとして参加し、事業の運営に協力するとともに、環境保全等について学んでいます。

環境問題に対して、住民、事業者、村がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに補完・協力し合いながら取り組んでいくため、現在積極的に参加してくださる方との連携を深めていきたいと考えています。

2-2-4 環境パートナーシップいわてとの連携（担当課：環境課）**(1) 事業内容及び指標等**

環境保全活動のネットワークづくりを進めるために、環境パートナーシップいわてとの連携を深めます。

(2) 実施状況

環境パートナーシップいわてには、設立（平成14年度）当初より団体加入し、県内各地の活動団体等の情報等が得られています。

(3) 評価と今後の取り組み

環境パートナーシップいわてのイベントやシンポジウムなどへの参加、環境トピックスなどの情報提供などを受けながら、ネットワークづくりに努めていきたいと考えています。

■参考：岩手県ホームページ「特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&cd=32094>

■参考：特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわてのホームページ「IWATE-ECO（イワテエコ）」

URL：<http://www.iwate-eco.jp/>

2-2-5 活動団体の支援（担当課：住民協働課）**(1) 事業内容及び指標等**

滝沢地域デザインに掲げるまちづくり方針に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域まちづくり推進委員会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

(2) 実施状況

8地域で、10事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

表 16：まちづくり推進委員会実施事業（平成24年度分）

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・越前堰用水路法面のアヤメ等による緑化、草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・植樹及び草刈等の清掃事業 ・地域子ども達を対象とした自然観察会の実施
鶉飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・アヤメの植栽 ・株分けによる道路美化事業
元村	元村地域河川清流化推進事業（EM）（平成18年度からの継続事業） ・EM使用（家庭配布）による河川清流化 ・地域の河川の水質検査
東部	巢子川河川清流化事業（平成16年度からの継続事業） ・EM菌の培養、家庭配布
	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・村のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成住民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため住民、企業などに働きかけ景観形成住民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

（3）評価と今後の取り組み

村としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域まちづくり推進委員会の活動を支援することができました。各地域では、村からの補助の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。

まちづくり推進委員会の会員だけでなく、小中学校のPTAも多数加わる事例もあり、まちづくり推進委員会の活動が地域に広まっています。

平成25年度は、各まちづくり推進委員会が進めようとする事業を、まちづくり協働推進職員をはじめ、村も協働で推進していくよう、支援を行っていきます。（『地域ビジョン』の推進）



写真 26 : 大釜 八幡館山草刈り作業



写真 27 : 篠木 田村神社付近水路清掃



写真 28 : 大沢 せせらぎ水路植樹



写真 29 : 鶺鴒 チャグチャグ馬コ行進路整備



写真 30 : 元村 EM培養作業



写真 31 : 一本木 通学路清掃

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が、道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。

●EMとは？

Effective Microorganisms の略語で、有用な微生物群という意味。自然界から採取し、抽出、培養した微生物です。

重点施策3

まちづくり・産業

3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。

3-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（担当課：農林課）

(1) 事業内容及び指標等

村では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、村内の農林漁業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

村のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、村内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して、村の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

(2) 実施状況

表 17：グリーン・ツーリズム関連施設利用状況

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
グリーン・ツーリズム 関連施設	農家民宿	1軒 352人	1軒 150人	1軒 308人	1軒 308人	1軒 5人	1軒 5人
	観光農園	2軒 2,200人	3軒 1,345人	2軒 2,015人	2軒 2,005人	2軒 1,166人	2軒 1,166人
	農家レストラン	1軒 1,120人	1軒 816人	1軒 985人	1軒 980人	1軒 505人	1軒 505人
	農林漁業 体験施設			1軒 15人	1軒 87人	1軒 0人	1軒 0人
HP掲載件数		5件	5件	4件	4件	3件	3件
利用者数		4,456人	3,672人	3,672人	3,380人	1,697人	1,694人

(3) 評価と今後の取り組み

これらの取り組みは、農家と都市との交流及び地域の活性を図る上で効果がありました。HP等をより積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。

平成21年には滝沢村グリーン・ツーリズム推進協議会が設立されました。滝沢村グリーン・ツーリズム推進協議会は、村内小中学校の児童が農業体験学習を行う場を提供しており、さらなる活動の推進が期待されます。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取り組みが、各地で進められています。



3-1-2 インストラクターの養成（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

地域の資源を有効に活かし、農林漁業体験等を通じて、都市の人との交流を推進する体験インストラクター育成のため、グリーン・ツーリズムに関心のある方に対して、受入安全・衛生管理講習会等の受入実践者を対象とした研修会について案内し、育成を図ります。

地域資源に関するサービスを提供する人材を育て、グリーン・ツーリズムを農山漁村に根付かせます。

（2）実施状況

表 18：インストラクター登録者、アカデミー受講者数

	いわてG・T インストラクター登録者	北東北G・T アカデミー受講者
主 宰	県	国
～平成17年度	12	2
平成18年度	0	0
平成19年度	0	0
平成20年度	1	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	1	0
平成24年度	0	0
累 計	14	2

※注：表中の「G・T」とは、「グリーン・ツーリズム」の略です。

（3）評価と今後の取り組み

いわてG・Tインストラクター登録者は、現在14人です。グリーン・ツーリズムの中心的な担い手として活躍されているため、今後も登録者の増加に努めます。

3-1-3 減農薬、有機栽培の推進（担当課：農林課）

I 減農薬、有機栽培の推進事業

(1) 事業内容及び指標等

環境にやさしい減農薬栽培である限定栽培と通常の慣行栽培の生育調査圃を設置し、地域ごとの自然条件に適合する栽培体系の調査研究を行ってきました。現在は、JA、生産者を中心に、自主的な取り組みが行われています。

なお、平成23年度から、環境保全型農業直接支払交付金として環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っています。現在、有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）を1名実施しています。

(2) 実施状況

表 19：生育調査実施状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生育調査設置数 (か所)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
減農薬栽培米実施 面積 (h a)	21.8	27.5	27.2	12.3	15.4	14.4

(3) 評価と今後の取り組み

生育調査圃設置を行い適作地試験を続け、減農薬栽培米の普及拡大を目指しています。今後もJA、生産者を中心に調査研究、技術指導を行っていきます。

～ メモ ～

●栽培方法

- ・減農薬栽培・・・通常栽培時に使用される農薬の5割以下で栽培する方法
- ・無農薬栽培・・・化学肥料を使用する場合もあるが、農薬は使用しない栽培方法
- ・有機栽培・・・一定の場所で一定期間以上無農薬・無化学肥料で栽培する方法

環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロープ
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業

II 新需要穀類栽培普及事業

(1) 事業内容及び指標等

無農薬栽培で、健康食として注目されている「いなきび」「たかきび」「あわ」「ひえ」「アマランサス」等の新需要穀類は、学校給食等の食材として取り入れるところが多くなってきており、今後さらに需用の拡大が期待される作物のひとつです。そのため、JA 新岩手で組織する雑穀部会が中心となり、新需要穀類を栽培している生産者個々の栽培技術の向上を図りながら、安定多収技術の確立を目指すとともに、村内外における消費者に広く PR・交流活動を行いながら普及・消費拡大を図ることを目的としています。

(2) 実施状況

表 20：新需要穀類栽培状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
a 栽培面積 (a)	104.5	130.0	128.0	96.0	60	55
b 栽培農家 戸数 (戸)	49	34	31	28	15	13
c 収穫量 (kg)	1,987	1,899	1,684	846	380	960
10 a 当たり収量 (c / a × 10)	190	146	132	88	63	174

(3) 評価と今後の取り組み

無農薬栽培は人手がかかることから、なかなか面積及び収穫量が増えない状況となっておりますが、近年は学校給食に取り入れられたり、一般の購買層の関心が高まり、更に消費も着実に拡大しつつあるため、今後も取り組みを続けていく方向です。

3-1-4 環境保全型農業の推進 (担当課：農林課)

I 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(1) 事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成 11 年度に係関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したりサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきました。

平成 17 年 10 月からは、農家の利便性を考慮し滝沢村清掃センターでの受け入れを行っています。

村内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業

廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

(2) 実施状況

表 21：農業用廃プラスチック処理状況 (単位：kg)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
塩化ビニール系	8,420	7,590	8,410	6,080	3,100	1,810
ポリエチレン系	60,840	57,160	63,830	62,870	68,220	72,260
農薬ビン	—	—	—	—	—	—
計	69,260	64,750	72,240	68,950	71,320	74,070

(3) 評価と今後の取り組み

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

II 環境にやさしいりんごづくり推進事業

(1) 事業内容及び指標等

りんごの害虫の発生状況を把握するフェロモントラップと害虫の発生を減らす交信攪乱剤を利用したりんごの防除体制を組み立て、殺虫剤の散布回数を削減した環境にやさしいりんごづくりの推進と普及拡大を図ることを目的としています。

環境にやさしく消費者に受け入れやすいりんごづくりを目標にしています。

(2) 実施状況

表 22：フェロモントラップ設置状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
a 設置面積 (ha)	43	35	35	32	32	33
b りんご作付け面積 (ha)	68	68	68	68	68	65
c 設置面積の割合 (a / b)	63%	51%	51%	47%	47%	51%

(3) 評価と今後の取り組み

農産物の安全性に対する消費者の関心は、近年急速に高まりつつあり、りんご購入の際の重要な判断基準となってきました。

環境保全型農業の推進は図られつつあります。

3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。

3-2-1 家畜排せつ物の有効利用（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき村内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

（2）実施状況

特殊肥料販売届出巡回指導農家目標12戸に対し、特殊肥料生産業者の届出は、平成24年度は10戸となっています。

（3）評価と今後の取り組み

今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き指導を続けていきます。

3-2-2 堆肥処理施設の整備促進（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

あらたに整備を必要とする農家はありませんので、今後は堆肥処理施設の適正な維持管理に努めます。

（2）実施状況

既に対象農家の整備が全て完了していますので、新規整備はありません。

（3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理の指導に努めます。



写真 32：整備された堆肥処理施設

3-3 目標：村内事業者に対し環境に配慮した事業活動を促します。

3-3-1 ISO14001 の認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

平成22年度において、村に対する村内企業からの取得ノウハウ等の情報提供依頼等はありませんでした。

県内の ISO14001 認証取得企業（団体）は384社となっており、このうち滝沢村に本店のある企業は5社でした。詳しくは、岩手県のホームページをご覧ください。

■参考：岩手県ホームページ「県内の ISO14001 認証取得企業、団体」について

URL：http://www.pref.iwate.jp/~hp0208/06iso/iso/iso_list.pdf

～ メモ ～

●ISO14001 とは？

国際的な共通の規格に基づいてシステムを構築し、環境への取り組みを客観的に評価・認証する環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。

●環境マネジメントシステムとは？

事業活動が環境に与える影響を効果的に削減していくために、企業や自治体が事業活動を行う際、環境にどのような影響を与えているかを分析します。その中で、重大な事項に関して環境負荷を低減するために、目的・目標を定め、環境方針や計画（Plan）に基づき実施・運用（Do）し、点検（Check）を経て見直し（Action）、継続的に改善していくシステムのことを環境マネジメントシステムと言います。

3-3-2 IES の認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

IES 認証取得事業所は25社で、このうち滝沢村に本社がある事業所（滝沢字大崎）が、平成21年6月に村内で初めて取得しています。

■参考：いわて環境マネジメント・フォーラム事務局ホームページ

URL：<http://www.iwate-ems.com/>

■参考：特定非営利活動法人 KES 環境機構ホームページ

URL：<http://www.keskyoto.org/kesinfo.html>

～ メモ ～

●IES とは？

・ISO14001 に準じた岩手版の「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード」を「IES」と言います。ISO14001 に比べ知名度・認知度は低いですが、低コストで導入が可能である等のメリットがあります。このシステムは、第三者認証機関である「いわて環境マネジメント・フォーラム」において審査・認証されることにより IES 認証団体になります。

3-3-3 エコオフィスづくりの推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢村環境基本条例第4条及び第8条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画として策定するものであり、滝沢村役場が行うすべての事務事業とし、本庁及び出先機関で取り組みます。

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用の中で、滝沢村環境方針を定め、滝沢村役場が行う事務事業について、毎年度、目的及び目標値を設定し、環境保全活動を実施しています。

（2）実施状況

滝沢村役場が取り組んだ、省エネ・省資源の実績は次のとおりです。

表 23：エネルギー及び資源使用実績

※過去の使用実績値は修正されています。（電気-H23 から 雫石・滝沢環境組合を除く。）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電気 (kWh)	6,949,374	6,854,516	3,558,175	3,777,589
灯油 (ℓ)	80,729	75,765	74,181	82,074
A 重油 (ℓ)	304,609	314,238	306,107	306,708
ガソリン (ℓ)	36,502	38,544	34,330	38,878
軽油 (ℓ)	18,238	21,774	20,079	27,517
事務用紙 (kg)	18,234	19,282	18,247	19,492
廃棄物 (kg)	75,953	71,855	72,717	73,564

表 24：温室効果ガス (CO₂) 排出量 (使用実績×排出係数)

※過去の使用実績値は修正されています。（電気-H23 から 雫石・滝沢環境組合を除く。）

項目	排出係数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電気 (kWh)	0.39	2,710,256	2,673,261	1,387,688	1,473,260
灯油 (ℓ)	2.5	201,823	189,413	185,453	205,185
A 重油 (ℓ)	2.7	822,443	848,443	826,489	828,112
ガソリン (ℓ)	2.3	83,955	88,651	78,959	89,419
軽油 (ℓ)	2.6	47,419	56,612	52,205	71,544
事務用紙 (kg)	—	—	—	—	—
廃棄物 (kg)	0.34	25,824	24,431	24,724	25,012
合計 (kg)		3,891,720	3,880,811	2,555,518	2,692,532

※注：排出係数に関する出典

- ・環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案 ver1.6）」
- ・環境省「(家庭からの二酸化炭素排出量算定用) 排出係数一覧」

(3) 評価と今後の取り組み

平成24年度のエネルギー及び資源の使用実績は、全ての項目において平成23年度実績を上回る結果となりました

平成23年度は、震災直後の年度ということもあり、電力不足解消のためエアコン停止などの節電や、物資・流通が不自由だったことによる物不足のため、省エネ・省資源活動は限界値に近いものだったと考えられます。また、平成24年度の冬期に厳しい寒さが続いたことにより、暖房燃料の使用量が増えました。

様々な要因を考慮し状況を把握しながら、省エネ・省資源の活動に今後も取り組んでいきます。

3-3-4 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制（担当課：環境課）

(1) 事業内容及び指標等

事業系一般廃棄物等の排出量を抑制することを目的に排出量の調査を行います。

(2) 実施状況

清掃センターへ運ばれた、事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の量は、次の表のとおりです。

表 25：事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物搬入量 (単位：t)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度との比較	
事業系	3,829	3,658	3,806	3,812	6 t 増	0.16%増
家庭系	13,389	13,660	13,910	13,590	320 t 減	2.30%減
計	17,218	17,318	17,716	17,402	314 t 減	1.81%減

(3) 評価と今後の取り組み

平成24年度の搬入量合計は、前年度と比較して1.81%の減少となりました。しかし、事業系一般廃棄物の搬入量は0.16%増加しています。事業活動が活性化しても事業系一般廃棄物の排出量が抑制されるよう、排出量の調査を行う必要があると思われま

す。また、家庭系一般廃棄物の搬入量は、2.30%減少しましたが、今後も引き続き、啓発活動、住民意識の向上を図り排出抑制に取り組むたいと思

3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。

3-4-1 キャンプ場の整備（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

自然と調和したキャンプ場を目標に、次の事業を行います。

- ・浄化槽付のトイレを設置し自然への負荷を軽減（浄化槽の設置・管理数1棟を目標）
- ・自然公園保護管理員によるパトロールを実施（パトロール実施回数180日）
- ・地元協力団体と協働で管理清掃を実施（キャンプ場の清掃回数105回を目標）

（2）実施状況

- ・浄化槽の設置・管理数・・・1棟
- ・自然公園保護管理員によるパトロール実施回数・・・189日

〔自然公園保護管理員の活動〕

- ・自然公園区域内における高山植物の採取等の違反行為に対する啓発及び動植物保護等の指導。
- ・利用者の各種事故を予防するための適切な指導。
- ・公園内の標識その他の施設を破損しないよう監視、指導。
- ・自然環境の維持、保全のための指導。
- ・火気使用など火災予防上適切な指導。
- ・利用者へ天気状況、適切な装備、登山コース等の指導。
- ・公園区域内の定点観測の実施。

- ・相の沢キャンプ場と馬返しキャンプ場の清掃回数・・・105回

（3）評価と今後の取り組み

相の沢キャンプ場は管理人が常駐することになり、より一層の清掃活動が進んでいます。
馬返しキャンプ場は、良好な管理が図られました。

また、自然公園保護管理員による岩手山の自然保護が図られました。

なお、改善点として、キャンプ場について管理員による適正利用の指導があげられます。

キャンプ場の詳細・アクセスなどについては、村ホームページなどにも掲載しています。

■参考：滝沢村ホームページ「キャンプ場」について

URL：http://www.vill.takizawa.iwate.jp/cp_ainosawa

3-4-2 ベニヤマザクラ並木などの支援事業（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

村の花であるベニヤマザクラの桜並木植栽管理への支援を実施します。

（2）実施状況

ベニヤマザクラ並木植栽管理への支援

（3）評価と今後の取り組み

柳沢さくらの会の皆さんの尽力により、ベニヤマザクラや広葉樹並木の手入れを行っていただきました。

分レから馬返し登山口までの沿道のベニヤマザクラや広葉樹による植栽管理が図られました。



写真 33：広葉樹等の植栽・管理

3-4-3 イワナなど自然の恵みを活用した特産品開発（担当課：商工観光課）

（1）事業内容及び指標等

自然の恵みを活用した特産品開発を目標に、観光パンフレットを作製しPRを行います。

（2）実施状況

観光パンフレットの発行

（3）評価と今後の取り組み

観光パンフレットへのイワナの特産品としての掲載により、イワナの養殖の振興と養殖地の保持が図られました。今後は、加工品の開発への支援や旅行コースへの参入支援などでもイワナのPRと養殖地の拡大を図っていきます。



写真 34：観光パンフレット

重点施策4

自然環境

4-1 目標：村の自然の状況を調査します。

4-1-1 自然環境調査の実施（担当課：文化スポーツ課）

（1）事業内容及び指標等

村の自然環境を把握・分析し、今後の自然環境保全・保護対策に生かすために、自然環境の調査を数年毎に実施し、その結果を広くお知らせします。

（2）実施状況

「滝沢村野生生物分布調査報告書」を平成18年3月に刊行いたしました。報告書は滝沢村立湖山図書館で閲覧できます。

また、「滝沢村野生生物分布調査報告書」の分布図は、村ホームページの「滝沢村環境マップ」でご覧いただけます。

■参考：滝沢村ホームページ「野生生物分布図」について

URL：http://www.vill.takizawa.iwate.jp/contents/kmap/index_vasei.htm

（3）評価と今後の取り組み

今後、この報告書をベースに10年位を目途に調査を実施し、村の自然環境の変化を把握することが望まれます。また、この成果を広く住民に知らせ、還元するために執筆者を講師に講座を開催し、村の自然環境を理解してもらうことによって、自然保護に対する意識の醸成が図られると考えます。

4-1-2 水源かん養保安林の保護（担当課：農林課）

平成24年度の具体的な取り組みはありませんでしたが、水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。

機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢村には、水源かん養保安林が599ha指定されており、その機能を保護、維持されています。

4-1-3 水生生物調査の実施（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

滝沢村における自然環境の実態を把握するために、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して、村内2地点において調査を実施します。

(2) 実施状況

河川底生生物調査では、コドラード（方形枠）を用いた定量採集と調査地点内のさまざまな場所で採取を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採取し、これを室内で同定して種の確認を行いました。また、夏季1回、冬季1回の計2回の調査を実施しました。

巢子川本流については、水質階級Ⅰを示し、生活型による比較では、安定状態を示す造網型と、攪乱状態を示す匍匐型の両方が偏り無く確認されました。

以上のことから、巢子川-本流では、一定の攪乱が発生することで、良好な河川環境が保たれていると考えられます。

巢子川-支流については、水質分析結果で水質階級Ⅰを示しましたが、底生分析では、水質階級ⅠからⅡの間を示す傾向を示しました。生活型による比較では、夏季に攪乱状態を示す匍匐型が多く確認され、冬季に砂泥の堆積を示す掘潜型が多く確認されたものの、清澄な水質を好む水生生物が確認されており、河川環境は概ね良好であることが推察されました。



図4：河川底生生物調査実施地点

表26：河川底生生物調査 調査手法

調査方法	実施目的	調査手法
定量採集	底生生物の数量を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底に、コドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等、様々な物理環境において、ハンドネットを用いて、2名で1時間程度の採集を行った。採集した底生生物は1サンプルにまとめた。

写真 35 : 採取方法別器材

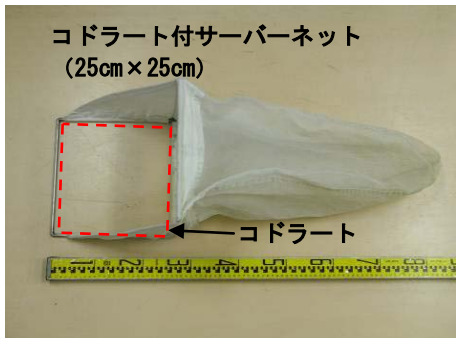


調査方法	調査器材	調査状況
定量採集	 <p>コドラート付サーパーネット (25cm × 25cm)</p> <p>コドラート</p>	
定性採集	 <p>ハンドネット</p>	

表27 : 河川底生生物調査結果

調査地点	季節	水質判定結果		生息する魚類の例
		総合判定	水質階級	
巣子川一本流	夏季	I. 貧腐水性 ^{ひんふすいせい}	きれい	ヤマメ、イワナ
	冬季	I. 貧腐水性 ^{ひんふすいせい}	きれい	アユ、ウグイ
巣子川一支流	夏季	II. β -中腐水性 ^{ちゅうふすいせい}	ややきたない	フナ、コイ
	冬季	II. α -中腐水性 ^{ちゅうふすいせい}	ややきたない	ライギョ、ナマズ

写真 36：発見された指標的昆虫



確認されたスナヤツメ類

(3) 評価と今後の取り組み

河川底生生物調査により、巢子川の本流及び支流における河川環境の現況が把握できました。

巢子川のように、住宅地が隣接する水域においては、清澄で多様な底生生物・魚類が生息する河川環境は希少であり、人間活動に大きく影響を受けることから、調査の継続に努めるとともに周辺住民や事業者の環境保全への意識を高めていく必要があります。

4-1-4 農地、緑地の保全（担当課：農林課）

(1) 事業内容及び指標等

環境と調和するような農地、緑地の保全に努めるため、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法ほか関連法律等により、乱開発の防止と優良農地の確保に努めます。

また、災害等で被害を受けた農地を耕作可能な状態に復旧するための支援を行っています。

(2) 実施状況

平成24年度の農業施設災害はありませんでした。

表 28：農業施設災害復旧箇所数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
災害復旧箇所	0	0	9	1	0

(3) 評価と今後の取り組み

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法ほか関連法律等による、乱開発の防止により優良農地保全に努めました。

4-1-5 公共施設の緑化1（担当課：河川公園課）

（1）事業内容及び指標等

施設利用者に快適な環境を提供するため、滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園及び小諸葛川せせらぎ水路内の植栽物の管理と植栽を行います。

- ・管理…公園内概ね全域の植栽物の剪定・施肥・除草等
- ・植栽…ハーブの植栽（滝沢総合公園ハーブ園内）

（2）実施状況

管理については、業者に委託発注し、契約のとおり履行されており、良好な管理が実施できました。また、ハーブ園の植栽についても、ハーブサークルの協力により、当初計画のとおり実施しました。

（3）評価と今後の取り組み

村民をはじめとする多くの来園者に快適な環境を提供することができました。

現在は業者が主体となっている植栽管理についても、今後は、住民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。

また、街区公園についても、自治会等の地域の団体との管理協定の締結を推進することにより、住民参加による公園の緑化を進めています。



ハーブサークル「ハーブを愉しむ会」が総合公園
ハーブ園の管理をお手伝いしています。

写真 37：ハーブ園の管理

4-1-6 公共施設の緑化2（担当課：道路課）

（1）事業内容及び指標等

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行います。

（2）実施状況

表 29：新設道路への植栽実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
植栽 本数	0	(200)	0	62	0	15	0	77 (230)
植栽 樹木		ドウダン ツツジ		オオヤマ ザクラ		オオヤマ ザクラ		

※（ ）は工事により撤去した分を移植

※21・23年度は都市計画課施行分（菓子駅前広場分は除く）

（3）評価と今後の取り組み

この取り組みは、環境緑化を推進する上で効果があり、新規事業があれば適切な樹種を選定し実施していくとともに、環境の保全に努めていきます。

4-1-7 森林の維持保全（担当課：農林課）

（1）事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、それらの機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施策を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

（2）実施状況

表 30：民有林の施業状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
造林面積 (ha)	2.67	0.55	2.22	2.70	1.18
間伐面積 (ha)	33.40	33.27	33.30	18.88	8.72
下刈面積 (ha)	7.18	7.48	14.20	8.70	8.19
除伐面積 (ha)	0	2.94	7.94	23.46	2.31
施業面積計 (ha)	45.08	44.24	57.94	53.74	20.4

(3) 評価と今後の取り組み

施業面積の減少については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

一方、利用可能な林齢に達した森林は増加しており、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

4-1-8 透水性舗装の敷設（担当課：道路課）**(1) 事業内容及び指標等**

事業名	社会資本整備総合交付金事業ほか
場 所	滝沢村滝沢地内3箇所（衾宜屋敷線、第1外山線、土沢1号線外1）
内 容	歩道（両側設置：160m、片側設置980m）

(2) 実施状況

表 31：透水性舗装施工実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
施工延長 (m)	262.0	892.0	773.0	0	160	1,300	5,625.7

※両側設置箇所については延べ延長を記載

(3) 評価と今後の取り組み

従来構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となっていることから、今後も、適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もあります。

4-2 目標：自然保護の大切さについての学習を進めます。

4-2-1 環境教育、環境学習の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

自然環境保護の大切さを学ぶことを目的とした環境フォーラムを実施します。

（2）実施状況

2月9日に開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、自然保護に関する学習会やフォーラムを企画し実施していきたいと考えています。

4-2-2 水生生物調査の実施～調査を通じた学習（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

身近な河川の調査活動を通じ、水質保全意識のかん養を図っています。

（2）実施状況

河川底生生物調査を行い、HPに公表しています。

■参考：滝沢村HP 環境情報マップ

URL：<http://www.vill.takizawa.iwate.jp/contents/kmap/shizen.htm>

（3）評価と今後の取り組み

今後も継続して調査を行い公表していきます。

重点施策5

生活・地球環境

5-1 目標：ごみの減量化を図ります。

5-1-1 ごみ減量の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化とその啓発を図ることを目的に、生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機の購入に対し補助事業を実施していましたが、平成17年度をもって補助事業は完了しました。

（2）実施状況

これまでに各家庭に設置された生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機は次のとおりです。

表 32：生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機設置台数

	累計台数	補助事業開始	補助事業終了
生ごみ処理容器	1, 494台	平成 3年度	平成15年度
電動生ごみ処理機	281台	平成14年度	平成17年度

5-1-2 リサイクル率の向上（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業を行います。また、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施します。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成24年度は1自治会、2施設に対して補助を実施しています。

表 33 : ①直接資源化量 (清掃センターに搬入されたごみから回収された資源物) (単位: t)

品目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
鉄屑・鉄プレス	356	306	324	316	327	314
アルミプレス	61	66	77	86	98	93
古紙	976	982	1,015	1,009	1,083	1,002
古繊維	25	31	39	33	32	31
びん	26	24	22	20	24	20
カレット	513	448	449	417	442	417
ペットボトル	119	131	137	139	146	134
合計	2,076	1,988	2,063	2,020	2,152	2,011

表 34 : ②施設処理に伴う資源化量 (ごみの溶融処理後に発生する資源物) (単位: t)

品目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
スラグ	2,006	2,950	2,407	2,163	2,235	2,230
メタル	363	456	411	363	494	423
合計	2,369	3,406	2,818	2,526	2,729	2,653

表 35 : ③集団資源回収量 (自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物) (単位: t)

品目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
びん	32	26	24	19	18	19
金属類	42	48	72	54	67	48
古紙・古繊維類	993	969	1,036	858	909	1,017
その他雑びん類	1	1	1	6	2	4
合計	1,068	1,044	1,133	937	996	1,088

表 36 : ④リサイクル率 (単位: t)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ごみ排出量(a)	17,161	16,783	17,218	17,317	17,715	17,483
総ごみ排出量 (b) (a+③)	18,229	17,827	18,351	18,254	18,711	18,571
総資源化量(c) (①+②+③)	5,513	6,438	6,014	5,483	5,877	5,752
リサイクル率 (c÷b) (%)	30.2	36.1	32.8	30.0	31.4	31.0

表 37：ストックヤード設置実績

平成18年度	3自治会	3施設
平成19年度	5自治会	5施設
平成20年度	2自治会	2施設
平成21年度	3自治会	3施設
平成22年度	2自治会	2施設
平成23年度	1自治会	1施設
平成24年度	1自治会	2施設
合計		18施設

(3) 評価と今後の取り組み

前年度と比較して、リサイクル率は0.4ポイント減少しました。

ごみの減量と再利用、再資源化をすすめるために、今後も事業を継続していくとともに、さらにリサイクル推進を推進するための周知活動へも取り組みたいと考えています。

5-1-3 集団資源回収活動の推進（担当課：環境課）**(1) 事業内容及び指標等**

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

(2) 実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

表 38：集団資源回収奨励金交付実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録団体数	127	126	134	132	132	130
実施団体数	120	124	129	130	130	128
実施回数	510	524	632	673	704	676
奨励金（円）	5,725,222	5,635,749	6,095,676	5,628,509	5,623,175	5,740,433
回収量（t）	1,068	1,044	1,133	937	996	1,088

(3) 評価と今後の取り組み

回収活動を実施した団体数と回収活動の実施回数は、前年度より減少しましたが、回収量は増加していることから、資源の再利用についての意識は定着してきていると考えられます。

5-1-4 地域清掃活動の推進（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施します。

（2）実施状況

春の環境美化月間、秋の環境美化週間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃に使用のごみ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

表 39：「クリーンたきざわ運動」実施内容

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/11～6/10	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃清掃の行き届かない所の清掃 ・公園、道路側溝、河川等の清掃 ・ごみ集積所内と周辺の清掃強化
秋の環境美化週間	9/24～10/1	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ ・ごみの分別徹底 ・ポイ捨て防止の呼びかけ

表 40：地域清掃実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加人数	18,494	20,468	24,708	15,789	18,872	20,248
実施回数	154	152	158	170	148	132

（3）評価と今後の取り組み

地域の一斉清掃への参加人数は増加し、清掃の実施回数は減少しました。地域の環境美化に対する意識は高まっていると考えられますが、より多くの方が活動に参加できるように、事業について更なる周知を図っていきたいと考えています。



写真 38：河川周辺の草刈り活動

5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。

5-2-1 環境巡視員の配置（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

不法投棄の監視、撤去、指導と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、環境巡視員を配置し、村内の巡視を実施します。

（2）実施状況

村内巡回による不法投棄の巡視及び調査のほか、産業廃棄物処理場への立ち入り調査など、ごみの不適切処理を発見するとともに、その指導を実施しました。

家電リサイクル法により、処分する場合リサイクル料金を負担しなければならない家電製品が、適正に処分されなかったため、環境組合がリサイクル料を負担し処理を行ったのは、ブラウン管式テレビ23台でした。

表 41：不法投棄物の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
不法投棄物重量	3,970 kg	3,290kg	5,900kg	2,870kg	4,100 kg	6,050kg
警察への通報	8 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

（3）評価と今後の取り組み

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

※不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条）

5-2-2 ポイ捨て防止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

環境美化に対する意識の高揚を図るため、ごみのポイ捨て防止の啓発を実施します。

（2）実施状況

啓発看板を作成し、自治会などの要望を受け配布・設置しました。

（3）評価と今後の取り組み

ごみのポイ捨てを止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

5-2-3 ごみの野焼きの禁止啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年4月1日から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

（2）実施状況

- ・ 広報チラシの配布 （公共機関窓口）
- ・ 広報ポスターの掲示 （ " " ）
- ・ 個別指導

表 42：個別指導状況

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件 数	8件	10件	5件	6件

- ・ 「広報たきざわ」及びホームページに野外焼却禁止の啓発の掲載

（3）評価と今後の取り組み

ごみの野焼きの禁止の啓発していく必要があります。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、発ガンなど健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

5-2-4 ペットのフン害禁止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットフン害禁止の啓発に努めます。

（2）実施状況

希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、チラシの提供を行い地域へ配布していただきました。また、広報へ啓発内容の掲載を実施しました。

犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、子犬を中心に犬の飼い方教室を開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

ペットのフン害禁止の啓発のため、広報や看板、チラシ等による周知を図っていますが、今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、今後も啓発活動を継続して展開していきたいと考えています。



写真 39：犬の飼い方教室

5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。

5-3-1 地球温暖化防止の啓発（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

（2）実施状況

広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。

■参考：岩手県ホームページ「温暖化・エネルギー」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=2651&ik=1&pnp=50&pnp=2651>

（3）評価と今後の取り組み

今後も積極的な啓発活動を展開していきたいと考えています。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

5-3-2 エネルギー教育の実施（担当課：環境課）

（1）事業内容及び指標等

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

（2）実施状況

環境フォーラムで太陽光発電に関する公演を行い、啓発に努めました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も、省エネルギーの取り組みについて、広報へ関連記事を掲載するなど、啓発に努めていきたいと考えています。

原発事故にかかると 放射線量測定

平成24年度 原発放射線対策実施状況

No.	部 名	課 名	実施事業名	実施内容	備 考
1	都市整備部	道路課	村道側溝等調査	村道側溝面の空間放射線量の測定を実施。 測定箇所は、平成23年度に実施した箇所と同じ10箇所 測定実施日は平成24年9月13日	村所有測定機器使用 側溝等面の上方5cm及び50cm地点で測定 測定結果:0.03~0.08 μ Sv/h
2		河川公園課	滝沢総合公園の空中放射線量測定	滝沢総合公園内14箇所の測定を実施。 測定実施日は平成24年4月24日、11月29日	村所有測定機器使用 地表面から50cm地点で測定 測定結果:0.03~0.09 μ Sv/h
3			公園等の空中放射線量測定	村内一般公園を数回に分けて測定を実施。 測定実施日は平成24年5月1、2日、14日、11月26日、12月3日	村所有測定機器使用 地表面から50cm地点で測定 測定結果:0.04~0.07 μ Sv/h
4	上下水道部	水道整備課	浄水汚泥放射性物質測定	浄水汚泥の処分に伴う放射性物質濃度測定(7月・12月)	測定結果:検出せず
5			水質検査(放射性物質)	放射性セシウム濃度測定(河川を水源とする浄水場の浄水及び原水:年4回、地下水源の原水:年1回)	測定結果:検出せず
6	教育委員会	教育総務課	村内教育施設等の除染箇所放射線量測定	平成23年度に除染を実施したふじなでしこ幼稚園園舎南側側溝及び除染土埋設地点の測定を行った。実施日は平成24年5月30日、6月26日、7月26日、11月21日	測定結果:0.05~0.08 μ Sv/h
7			村立小中学校等環境放射線量測定	村立小・中学校、並びに測定を希望する私立幼稚園の放射線量測定を行った。(児童福祉課とともに保育園・学童保育クラブも実施)実施日は、平成24年11月16日~21日	測定結果:0.03~0.11 μ Sv/h
8			村立小中学校屋外プール放射線量測定	村立小・中学校のプールサイド4箇所の放射線量測定を行った。実施日は平成24年5月30日・31日	測定結果:0.03~0.06 μ Sv/h
9		学校給食センター	学校給食事業	学校給食センター、保育園等での食材の放射性物質濃度検査	測定結果:検出せず
10	健康福祉部	児童福祉課	保育所等の除染箇所放射線量測定	除染箇所を対象にして5月30日、6月26日、7月26日に放射線量を測定を実施	地表面から50cmの位置での測定 測定結果:0.03~0.07 μ Sv/h
11			保育所等空中放射線量測定	平成24年11月16日~21日にかけて学校、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブの定点調査を実施	地表面から50cmの位置での測定 測定結果:0.03~0.18 μ Sv/h
12			保育所給食食材放射能測定検査	希望する保育園及び幼稚園が、学校給食センターに配置した測定機器を使用して給食食材の放射能を測定検査を実施	測定結果:検出せず
13	住民環境部	環境課	環境調査	村内の騒音等の環境調査の一環として、放射線量の測定を委託にて実施。測定箇所は昨年度と同じ9箇所。6、11月に実施	測定結果:0.03~0.08 μ Sv/h

【放射線について人の安全に関する基準】

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成24年1月施行)により、通常的生活環境における放射能汚染の基準は「1時間0.23 μ Sv(原発放射線年1mSvに相当)」とされました。



平成24年度環境フォーラム